

# ご契約前の重要事項説明

平成・年・月・日/第・一・号

弊社とご相談者は探偵業の適正化に関する法律第8条 第1項・第2項の規定に基づき以下の通りに確認致します。  
この内容は調査委任契約を補完する重要事項確認書とし、SUP 小野寺良夫(以下 甲) ご相談者(以下 乙)とする。

## 0 1. 弊社届出証明

■弊社は、都道府県公安委員会の探偵業法第4条1項各号に掲げる事項を記載した探偵業者です。

称号または名称 小野寺 良夫  
営業所の所在地 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 坂上ビル4F  
営業者の名称 小野寺 良夫  
届出番号 東京都公安委員会 第30150254号  
提出年月日 平成28年01月25日(変更届出の為、再登録)

## 0 2. 情報管理

■知り得た情報の一切は業務上の作業上のみ利用して以外の目的に利用しない事とする。  
■弊社事業所内での情報管理は鍵付きにて管理しています。

## 0 3. 調査委任の具体的な内容・期間・方法

■調査目的  
対象人物に関する調査及び情報収集行動の一切。  
■調査方法(委任契約の目的を達成する為、依頼者と合意した具体的調査手法)  
自宅や勤務先からの尾行・張り込み・聞き込みなどによる確認。  
■調査により収集できる情報  
委任目的に必要な情報の一切。差別や違法性のある情報を省く。  
■調査体制  
1名から5名が必要に応じて対応。  
■調査地域の範囲  
日本国内を対応範囲とする。  
■調査期間(調査委任契約書に示した期間を補足するもの)  
必要に応じた期間を契約書に明記致します。

## 0 4. 調査委任の料金

■料金の種類  
調査、情報収集、恋愛コンサルティング  
■弊社から提示する料金に含んでいないもの  
国内の作業では交通費・滞在費は含まれるものとする。  
■調査料金  
契約料金を契約書に明記致します。  
■現金決済の場合  
7日以内に全額決済。  
■分割決済の場合  
ご利用額は300万円が上限となり、分割回数は2回から6回となります。  
金融機関を通さずに弊社への分割払いとなります。  
作業予定が優先されないことがあります。  
お支払状況により報告が制限される、お支払状況に合わせた作業になる事がございます。

## 0 5. 調査委任の追加費用

■原則として追加料金の発生は御座いません。  
■現場状況や行動内容の変更などにより契約時の料金を超過する見込みが生じた場合、  
甲は乙へと速やかに連絡を行い双方協議の上これらの料金改正を行う。  
その際には、超過の原因を乙へと明確に提示する事を甲の責任とする。  
■協議の結果、以後の行動が出来ない場合には契約は解除と成る。  
その際に受領済み・未受領を問わず料金の返金は御座いません。  
■行動上で裁判・法的費用・慰謝料などの費用が発生した場合、  
目的を達する事を前提とした結果と成りますので費用の全ては乙が負担する事とする。

## 0 6. 調査委任の稼働数

■稼働数は契約プランに定められた回数とする。  
■稼働数は1日の行動が3時間以上・12時間未満を1稼働とします。  
■作業開始の積算は作業に従事する開始時刻となり作業従事者の自宅・駐車場を出る時間とする。  
■対象者との連絡は月間1回以上から200回までを1稼働として、201回を超える連絡は200回毎に1稼働とする。  
■目的を稼働数未満で達した場合、残稼働数分の返金・精算はありません

## 0 7. 調査委任の目的と違法行為の除外

■契約の目的は調査対象に関する情報収集を目的とする。及び依頼人様へのコンサルティングとする。  
■契約の目的・内容は人権・差別(同和問題・国籍・病気など)に関わる調査報告は行いません。  
■法律に該当する行為や、それに準ずる行為の一切も行わない事とする事を甲乙共に理解した上で進行する。  
■依頼者・対象者・関係者が以下項目に該当する場合、及び担当者が対応不可と判断した場合。

【対応不可となる場合】(契約前・契約中・契約後を含む)

依頼者が作成したプランの未実行  
ストーカー行為等で依頼者の安全を脅かす行為がある目的を前提としたご依頼  
本件に関して、乙が関与する・関与したと思われる違法行為・ストーカー行為からの迷惑行為があった場合  
迷惑行為から、警察等から注意、指導、勧告等を受けている場合  
情報管理に問題がある・関係が築けないと判断される場合  
対象人物が妊娠中・産後直ぐ・産後間もない・反社会勢力の関係者などの場合  
契約目的の進行に妨げと成った際には乙の違約行為と成り、甲へと被害相当額の賠償にて和解する事とする。

## 08. 報告方法・報告期間・データ処分に関して

- 個人情報(氏名や住所など)に関して、報告対象から外れますので報告は出来ません。
- 報告は、報告書を作成せず書面による報告は行いません。メール・口頭による報告とします。
- 報告は、ビデオや写真での映像報告も行いますが撮影禁止場所、状況等により撮影が出来ない事もあります。(撮影禁止場所とは駅構内、デパート等の痴漢行為に対する警戒区域や敷地内など)
- 報告は、如何なる理由・委任状等の代理書面があった場合にも乙本人のみとする。
- 報告は、月締報告を行います。報告日は双方にて協議の上で決定する。
- 弊社スタッフが写っている映像にはスタッフの保護を目的として画像処理を施します。
- 弊社スタッフが写っている処理無しの映像に関しては弊社オフィスでの閲覧のみとして提供は出来ない。
- 甲が乙を現場へと同乗させる行為を不可とする。(乙が現場に立ち入る際は甲への事前連絡が必要)
- 守秘義務上の問題から甲へと連絡を行うことを基本とする。
- 情報処分  
契約期間満了30日以内に情報処分(契約書・重要事項説明書を省く)  
書面はシュレッダー処理、PC・USB等のデータは削除による情報処分を甲が行う。

## 09. 不可抗力・関係法規により契約続行不可となった場合

- 依頼者、対象者が著しく精神不安定になった場合。
- 甲の介入が無くとも契約目的が達成された場合。
- 関係法規の変更により、本社の事業目的が継続困難になった場合。
- 契約中に天変地異、対象者が事故・長期的な入院・死亡等で契約続行が困難な場合。
- 上記の場合、契約解除となり受領済み金員の返還は無いものとする。

## 10. 結果不良時の対応

- 行動の打ち切り・契約の解除に関しては、甲乙が協議の上で決定する事とする。
- 契約の目的が達成されない場合、契約金の返金はありません。

## 11. 解約方法(事業所外で契約した場合・クーリングオフ)

- ご署名後8日以内に書面にて解約の意思表示を頂ければ合意解約と成ります。
- ご署名後9日以降の解約は項目13に準じた対応とする。
- 解約の通達に関しては書面・及びメールにて甲への通達が必要となる。
- 解約の通達から3ヶ月以内に受領済みの金員の全額返金を行います。
- 当社事業所内での契約行いはクーリングオフの対象外と成ります。
- 解約方法は、契約解除書への署名及び同等の確認により解約処理とする。

## 12. 解約方法(事業所内で契約した場合)

- 作業着手前の契約解除(経費未使用)  
契約料金を全額受領済みの場合は受領済みの金額から解約手数料を控除した残金を返金いたします。  
契約料金が未納・一部入金の場合は契約料金総額の50%を解約料としてお支払いいただきます。
- 作業着手後の契約解除(経費使用済み)  
理由の一切に関わらず返金は出来ません。  
契約料金中、未受領がある場合には甲へと残金を支払う事とする。
- 以外の解約  
メール・電話により連絡が取れない日が30日を過ぎた場合の解約は着手後の解約とみなされる。  
精神状態を原因とする契約解除は契約金を上限として受領済金員の返金は出来ない。
- 解約方法は、契約解除書への署名・及び同等の確認により解約処理とする。

## 13. 契約解除となし禁止行為・違約解約

- 違約解約・及び違約金の発生に関しては以下の通りです。  
本項目は契約解除後にも該当する。

### ■禁止行為

- 甲乙、調査対象を含む契約関係者が暴力団関係者・及び準ずる者であることが判明した場合。
- 甲への告知無く現場スタッフとの連絡行為があった場合。
- 乙が甲へと無届出て行った以下の行為(契約前・契約中・契約後を含む)  
対象者・及び関係者への尾行・付回す行為・無言電話・悪戯行為。  
対象者・及び関係者への張込み・待機・待ち伏せ等の行為。(自宅や関係物件)  
上記の理由から、トーカー規制法に該当すると甲が判断した場合。  
ブログや掲示板などを介して本件と特定出来る内容を公にした場合。

### ■違約解約時の違約金に関して

- 違約解約の契約金の全額支払いとは被害相当額の賠償で解約とし、その金額は契約金を上限とする。
- 甲乙らが本件行動上で違法行為・迷惑行為を行いそれにより被害が生じた際には被害相当額の賠償で和解とする。
- 目的が違法行為・及び違法行為に該当すると判明した場合は、契約解除となる。

※以上、上記項目に関して全て説明いたしました。

■説明場所：弊社(事業所・郵送・以外( )) ■説明者：小野寺 良夫

平成 年 月 日

住所 東京都品川区上大崎3丁目3番1号

S U P

氏名 代表者 小野寺 良夫 (印)

探偵業届出 東京都公安委員会 第30150254号

電話 03-3441-1299

※以上、上記項目に関して調査請負会社から適切な説明を受けました。

平成 年 月 日

住所

氏名 (印)